

一かただ、み一でう、一七夜もすぎ候て、二七夜あるひは三七夜も御しきなさる、御事にて候なり、
 一ひきめだ、み二でうあり、
 一さうだい十三、これもゑやうは、おしをけの如くに、十三ゑをか、せ申候、但月の數、十二ヶ月には、十二有べし、
 一らうそくも白きがよく候、但さん所の前には、火ちらつくにより、油火がよきよしなり、
 一御屏風のゑやう、松竹鶴龜を、きら、にてかき申候、まらばりなり、裏のかみのかたも、きつかうを、きら、にておし申候、へりはねもじ、同きつかうを、ゑにかくべきなり、
 一はなしねの事、きごのにてこしらへ申候、まやうは、きごのしり候、但こなたよりもこしらへ候てかけ候哉、
 一御まぼりかたなの事、刀の銘は、ほうじゆと打たるを用事にて候、ふくろに入候て、御そばに置申候、是もてんだい宗にて、御かちあるべし、
 一御ごぎの犬箱あるべし、
 一あまがつ一ツ、ほうこの事なり、大き二ツ三ツの子ほごにあるべし、
 一御産所の御道具は、御産所の御薬進上せられ候、薬師に被下ものなり、
 一御はなのむすびいと、ながさ壹尺三寸ばかりなり、かすをこるものなり、
 〔伊勢兵庫助注記御産所御道具〕
 一御あまがつ一ツ、大なるはふこの事なり、
 一御花のいどの事、口傳
 一御うぶだらひ、大小二ツ

禮式部五

誕生祝上

三四五

の事なし、

〔民事慣例類聚婚姻〕婚姻ノ當日、新婦出門ノ時、送り火ヲ焚キ、又山村ニテハ祝砲ヲ放ツノ風習アリ、離別ヲ忌ムヲ以テ、往テ返ラザル

〔婚禮問答〕はふこ拵様如何、又あまがつとはふことは別物にて御座候哉、答はふこの一名あまがつと云、別物にては無之候、近世に至、古法を知らぬ者、別物と心得候、拵様は別書に委細記し有之候間、寫可被申候、是は婚禮の時、新敷作る物にあらず、姫君誕生の時、こしらへたるを、ふるびたりとも其儘用ゐらる、事也、常々御そばに置く、守り也、

はふこを二ツ作り、夫婦と申説も有之、誕生の時のあまがつには髪無之、婚禮の時、かのあまがつに髪の毛を付て、はふこと申説も有之、又はふこの腹の中に、守札經文など納ると申説も有之、また婚禮色直しの時はふこも色直し有之と申説も有之候、如何、答近世に至り、はふこあまがつの事故實を知りたる者無之故、様々の説有之、右の問の趣、皆古法に無之候、別紙に傳有之、可被寫候、はふ子、犬はり子、むねの守、別のこしに乗せ可申哉、むねの守は、前に申ごとく、姫君御かけ有べし、はふこも姫君の御こしの内へ入べし、犬はりこは、姫君誕生の時に作りたるを、そのまゝ用ゐる也、内に守り札を入れて、御こしの内に入べし、別のこしに乗する事無之候、

悪魔ばらひごいの女、顔のさいしき衣裳等如何、あくまばらひの女と云事知らず候、古法に無之候、略

こし出候節、暮に及候は、てうちん出可申候、高てうちん何方に立可申哉、古法婚禮は必夜也、御こし門を出候時は、門の右の方にかゞりをたき候、是を門火と云也、かやをたばねて、いなぶらの如く三ツ重ねて、下に薪を置いて火をたき候、薪をまんに入る事傳也、門の右とは、門を出れば右の方也、てうちんの事作法知らず候、左右にも立らるべきか、様子見はからはるべし、略